

掛川市規則第5号

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「勤務時間条例第2条第3項」を「掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項」に改める。

第46条第1項第2号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第46条の2中「適用する場合を含む。」の次に「次項において同じ。」を加え、「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に、「職員とし、同号の市長が別に定める割合は、100分の50とする。」を「職員とする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第18条第2項第2号の市長が別に定める割合は、100分の50とする。

第55条の次に次の5条を加える。

（在宅勤務等の場所）

第55条の2 条例第20条の2第1項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居

(2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として市長が認めるもの

（正規の勤務時間から除かれる時間）

第55条の3 条例第20条の2第1項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第22条第1項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いざれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

（1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第55条の4 条例第20条の2第1項の規則で定める期間は、3箇月とする。

（確認）

第55条の5 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第20条の2第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤

務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給期間等)

第55条の6 職員が新たに条例第20条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、第55条の4に規定する期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。